

収入金を除く。) 及び保証金以外の支払金、当該保証料に係る保証契約のために積み立てるべき支払備金並びに当該事業年度の事業費の合計額を控除した残額に相当する金額、保証事業会社が前項の規定により責任準備金を計上した場合においては、その計上した金額は、法人税法の規定によるその計上した事業年度の所得の金額又はその計上した連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入す

(設備の取得及び改良に関する資金を除く。)の貸付を受ける場合において、その債務を保証する事態

証事業会社に対して、事業方法書又は保証約款若しくは金融保証約款を変更することを命ぜることができる。

第一項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第一項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第一項の検査の られたものと解 **第五章 雜則**

一 土木建築に関する工事の請負を業とする者が前号に規定する金融機関から土木建築に関する工事の用に供することを目的とする重要な機械類の取得に関する資金の貸付を受ける場合（次号に規定する場合に該当する場合を除く。）において、その債務を保証する事業者又は土木建築に関する工事の設計若しくは監

2 前項の規定による処分に係る弁明の機会の付与は、中央建設業審議会の意見を聴く前に行わなければならぬ。(違反行為等に対する処分)

(審査の請求)
第二十五条 土木建築に関する工事（第二条第一項の規定により土木建築に関する工事に含まれる機械類の製造を含む。以下本条中同じ。）の請負を業とする者（建設コンサルタントを含む。以下本条中同じ。）又は測量の請負を業とする者は、国土交通省令で定めるところにより、保証事業会社若しくはその役員について第二十二条第二項各号の一に該当する事實があると認めるとき、又は保証事業会社の行う事業に

十六条 保証事業会社は、決算期ごとに左の各号の一に掲げる金額がある場合においては、支払備金として当該各号に掲げる金額を積み立てなければならぬ。

二 一 例 訴訟 結に基いて支払う義務が生じたと認められる保証金その他の金額がある場合においては、その支払うべきものと認められる金額

第十七条 削除
(保証契約の解約)

き事由に因り請負契約が解除された場合においては、発注者（第十三条の二第一項の規定によつては、支払に関する事項が保証契約に定められていて、工事完成保証人を含む。以下本条中同じ。）の同意を得ないで保証契約を解約することができる。

保証事業会社は、保証契約者から申入があり、且つ、発注者が同意した場合には、保証契約を解約することができる。

第十九条 保証事業会社は、左に掲げる事業の外、他の事業を営んではならない。
一 公共工事の請負者が銀行その他の政令で定める金融機関から当該公共工事に関する資金を

(事業改善の命令)
第二十一条 国土交通大臣は、保証事業会社の行
う事業について発注者、請負者又は受託者の利
便を阻害している事実があると認めるときは、
中央建設業審議会の意見を聴いた上で、当該保

融保証約款に関する承認について準用する。この場合において、同条第三項、第五項及び第八項中「保証約款」とあるのは、「金融保証約款」と読み替えるものとする。

(常務役員の專業主義)

第二十条 保証事業会社の常務に従事する役員が他の会社の常務に従事しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第十九条の二 保証事業会社は、前条第一号から第三号までに規定する債務の保証に関する契約を締結しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けた公共工事金融保証協款、建設機械金融保証協款又は海外建設事業金融保証協款（以下「金融保証協款」と総称する）に基かなければならぬ。
2 金融保証協款において定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
3 第十二条第三項から第九項までの規定は、金

これらの業務（公共工事に関するものを除く。）に関する資金の貸付又は債務の保証を受ける場合において、これらの者が当該金融機関に対して負担する債務を保証する事業
四 前払金保証事業及び前各号に掲げる事業に附随する事業
金融保証約款

一 土木建築に関する工事の請負を業とする者が前号に規定する金融機関から土木建築に関する工事の用に供することを目的とする重要な機械類の取得に関する資金の貸付を受ける場合（次号に規定する場合に該当する場合を除く。）において、その債務を保証する事業者又は土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請

2 前項の規定による処分に係る弁明の機会の付与は、中央建設業審議会の意見を聴く前に行わなければならぬ。(違反行為等に対する処分)

第二十二条 国土交通大臣は、保証事業会社又はその役員がこの法律又はこの法律に基づく命令等に違反していると認めるときは、当該保証事業会社又は役員に対して、違反是正のための必要な指示をし、又は違反是正のための適当な措置をとるべきことを命ずることができる。

(審査の請求)
第二十五条 土木建築に関する工事（第二条第一項の規定により土木建築に関する工事に含まれる機械類の製造を含む。以下本条中同じ。）の請負を業とする者（建設コンサルタントを含む。以下本条中同じ。）又は測量の請負を業とする者は、国土交通省令で定めるところにより、保証事業会社若しくはその役員について第二十二条第二項各号の一に該当する事實があると認めるとき、又は保証事業会社の行う事業に

該保証事業会社に対して、その登録を取り消し、若しくは六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は役員の解任を命ずることができ

三 つたとき。
不正の手段により第五条の規定による登録を受けたとき。
第八条第二項及び第三項並びに前条第二項の規定は、前項の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行う場合について準用す。

(事業報告書の提出)

作成し、毎事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

前項の職員は、同項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(財務大臣との協議)
第二十二条 国土交通大臣は、第五条、第六条、第十二条、第十九条の二、第二十一条又は第二十二条に規定する处分をしようとするときは、

結果、保証会社又はその役員について第十二条第二項各号の二に該当する事実があると認めたときは同項の規定による処分をしまつた、土木建築に関する工事の請負を業とする者は又は測量の請負を業とする者の便利を不当に阻害している事実があると認めたときは第二十一条第一項の規定による処分若しくは必要な指示をし、又は適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

ければならない。
第六条第二項本文、第三項及び第四項の規定
は、前項の規定による審問について準用する。
この場合において、同条第二項中「登録を拒否
しようとするときは」とあるのは「審査の請
求を受けたときは」と、「登録申請者」とある
のは「当該審査の請求をした者及び当該審査の
請求に係る保証事業会社又はその役員」と読み
替えるものとする。
国土交通大臣は、前二項の規定による審査の

<p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成一四年七月三日法律第七九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。</p>
	<p>附 則 （平成一六年六月二日法律第七六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成十六年法律第七六号の施行の日から施行する。</p>

<p>（政令への委任）</p> <p>第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、会社法の施行の日から施行する。</p>
	<p>附 則 （平成一九年三月三〇日法律第六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

<p>（政令への委任）</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成一九年三月三〇日法律第六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、平成十九年三月三〇日法律第六号の施行の日から施行する。</p>
	<p>附 則 （平成一九年三月三〇日法律第六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、平成十九年三月三〇日法律第六号の施行の日から施行する。</p>

<p>（政令への委任）</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>附 則 （平成二六年六月二七日法律第九一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p>
	<p>附 則 （令和元年一二月一日法律第七二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したもの戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。